石狩市公告第55 号

令和９年度石狩市職員（任期付職員【保育士】）採用資格試験の概要について、石狩市職員の任用に関する規則（平成８年規則第１８号）第６条の規定により公告する。

令和８年１０月２１日

石狩市長　加　藤　龍　幸

１　公告期間　令和８年１０月２１日から令和８年１１月１３日まで

２　公告事項　別紙のとおり

石狩市任期付職員

（一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる部署への補充職員）

募集案内

石狩市では、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる部署への補充職員として、任期付職員を募集します。

募集する職種	保育士
任用期間	令和９年４月１日～令和11年３月31日 ※業務の状況により任期が更新される場合があります。
募集期間	令和８年10月20日～令和８年11月13日
試験方法	１次試験：ＷＥＢ試験 ２次試験：面接試験

石　　狩　　市

1　任期付職員について

一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる部署への補充職員として勤務していただく職員で、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第４条に基づき、任期を定めて採用される職員です。

2　募集する職種・職務内容・採用予定者数・任用期間・勤務時間

職種	職務内容	採用予定者数
保育士	厚田地域及び浜益地域の市立保育所に勤務し、保育業務に従事します。	２名程度
任用期間	令和９年４月１日　～　令和11年３月31日	
勤務時間	・月～金：午前７時50分～午後６時00分の間で８時間30分（うち休憩時間45分） ・土：午前８時00分～午後４時30分（うち休憩時間45分） ※土曜日は土曜保育のあるときのみ。	

※　採用予定者数については、今後の計画等により変更する場合があります。

※　採用は令和９年４月１日以降となりますが、欠員が生じた場合などは令和８年度中に採用する場合もあります。

※　業務の状況により任用期間が更新される場合があります。

3　応募資格

職種	資　　格
保育士	昭和43年４月２日以降に生まれ、保育士の資格を有する者または令和９年３月までに資格取得見込みの者で、厚田地域及び浜益地域での勤務が可能なもの。 ※選考の過程で、保育士特定登録取消者管理システムを利用しますのでご了承ください。

○　採用後に石狩市内に居住可能な者とします。

○　最終合格後、職歴のある者は、職務経験年数の確認のため、在職証明書を提出していただきます。

○　日本国籍を有しない者も受験することができます。ただし、就業が制限されている在留資格の者は、受験できません。

○　下記のいずれかに該当する者は、受験できません（地方公務員法第１６条およびこども性暴力防止法）。

・　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

・　石狩市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

・　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

・　特定性犯罪を犯し、以下①～③のいずれかに該当する者

①拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していない者

②拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していない者

③罰金刑の執行が終わってから10年が経過していない者

4　応募手続

申込方法	1　石狩市任期付職員登録申込書（市指定様式）を石狩市役所本庁舎３階の職員課窓口にて入手または石狩市ホームページの「令和８年度 石狩市職員採用資格試験情報＜任期付職員（保育士）＞【第１号】」から、石狩市任期付き職員登録申込書（PDF ファイル）をダウンロードしてください。ダウンロードの場合はＡ４サイズで両面印刷を行うか、同じくＡ４サイズで片面ずつ印刷したものの４辺をしっかりと貼り合わせてください。 URL　https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/shisei/shiseiunei/1005338/1007095/1007498/1007506.html 2　申込書へ記入、写真を貼付のうえ、応募要件となる資格・免許等の写し若しくは応募要件を満たすことが確認できる書類と一緒に下記提出先へ持参または郵送ください。 《記入要領》 ・　申込書は、消せないボールペン（黒インク）を用い、本人が自筆で記入してください。 ・　申込書は楷書で記入し、数字を記入する場合は算用数字を使用してください。また年号は和暦で記入してください。 ・　申込書には、３か月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きの写真（たて 4.5 cmよこ 3.5cm 程度）を貼付してください。 ・　申込書に不備があった場合は、申込みを受付けずに書類を返送することがありますので、写真貼付及び記載事項をよく確認してから提出してください。 ・　申込書提出後の変更は認めません。 ・　提出された申込書の内容等について確認するため、職員課から連絡をすることがありますので、確実に連絡が取れる住所、電話番号およびメールアドレスを記入してください。
募集期間	令和８年 10 月 20 日～令和８年 11 月 13 日
提出先	〒０６１－３２９２ 石狩市花川北６条１丁目 30 番地２　石狩市総務部職員課職員担当 ※持参の場合は、平日午前８時 45 分～午後５時 15 分の間で受け付け、それ以外の時間・土曜日・日曜日・祝日は受け付けません。 ※郵送の場合は、「特定記録」扱いにしてください。郵便番号、氏名、住所を記入願います。

5　試験内容

（1）１次試験　ＷＥＢ試験　※令和８年度石狩市職員採用資格試験（資格職：保育士）を受験した者については、ＷＥＢ試験を免除します。

日　　時	申込後に郵送または申込書に記入したメールアドレス宛てに連絡する期間内で、受験者が選択し予約した日時	
機　　器	パソコン、スマートフォン（スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。）	
推奨環境	・オペレーティングシステム Windows：11、Android：9以降、iPhone iOS：14以降、iPad iPadOS：15以降 ・ブラウザ Windows：Microsoft Edge 最新版, Google Chrome 最新版 Android：Google Chrome 最新版, iPhone iOS：Safari 最新版 iPad iPadOS：Safari 最新版 ※ JavaScript が使用できる設定であること。 ※ 5Mbps以上の安定した回線をご利用ください。 ※ Cookie はオンに設定してください。 ※ 一部の機能は、PDFを閲覧できる環境が必要です。	
試験内容	基礎能力検査	言語的能力、数理的能力、論理的能力等について、択一式試験を実施します。（20分程度）
	性格検査	職場での行動傾向を性格面から多面的・総合的に測定します。（30分程度）

※試験問題の内容に関する問い合わせには、一切お答えできません。

※「city.ishikari.hokkaido.jp」「cbt-s.com」のドメインから試験の案内の電子メールを送りますので、左記ドメインからの電子メールを受信できるように事前に設定願います。

※電子メールの設定不備や通信障害等については、本市では一切の責任を負いませんのでご注意ください。

（2）２次試験　個別面接試験

日　　時	１次試験に合格した方へ郵送または申込書に記入したメールアドレス宛てに連絡します。
会　　場	
試験内容	申込内容等を参考に人物評価を行います。
試験当日の持ち物	受験票

6　試験の結果の通知

受験者全員に対し文書で通知します。また、市のホームページに合格者の受験番号を示します。

※電話での合否確認については一切受け付けしておりませんのでご容赦ください。

7　合格から採用まで

（1）この試験の最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載されます。この名簿は、原則として、令和９年４月１日以降の採用に利用するもので、名簿の確定した日（最終合格者発表日）から１年間有効です。ただし、欠員が生じた場合などは令和８年度中に採用する場合もあります。

（2）採用にあたり、市が指定する医療機関において健康診断を受診していただきます。

（3）最終合格後、必要書類を提出していただきます。また、法に基づき、採用までにこども家庭庁が提供するシステムを利用し、プライバシー保護に配慮したうえで特定性犯罪歴の有無について確認を行います。応募書類等の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

（4）地方公務員法第22条の規定により、採用後原則６か月間は条件付きのものとし、その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

8　給与の概要

初任給	短期大学新卒者　月２１６，５００円 ※初任給は、従事していた職歴を勘案のうえ、決定されます。
諸手当	扶養手当、住居手当、通勤手当などがそれぞれの支給要件に応じて毎月支給されるほか、時間外勤務手当、期末・勤勉手当（６月・12月）、寒冷地手当（11月～３月）が支給されます。また、共済制度および公務災害が適用されます。

※令和８年４月１日現在のものであり、変更となる場合があります。

9　問合先

〒０６１－３２９２　石狩市花川北６条１丁目30番地２　石狩市総務部職員課職員担当
電話　０１３３－７２－３１５１（直通）
E-mail　gyosei@city.ishikari.hokkaido.jp